## 令和元年6月市議会 教育厚生委員会資料

# 第83号議案 長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例

Ħ	次	ページ	
	1	改正条例 · · · · · · 1	
	2	改正理由 · · · · · · · · 1	
	3	改正案の内容及び施行日 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	4		)



#### 1 改正条例

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

#### 2 改正理由

令和元年 10 月から、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、3歳から5歳までの子どもを持つ全世帯及び0歳から2歳までの子どもを持つ住民税非課税世帯を対象に、子ども・子育て支援新制度の保育所等における利用者負担額が無償化されるとともに、副食費(おかず代)が利用者の負担となることに伴い、特定教育・保育施設(保育所、認定こども園、幼稚園)において、食事の提供に要する費用の受領の基準等を見直し、また、関係条文を整理する必要があるため。

#### 3 改正案の内容及び施行日

特定教育・保育施設における食事の提供に要する費用の受領の基準に係る規定については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)(以下「府令」という。)」で定める基準に従い条例で定めることとされており、その内容も国の基準を一律に適用することが合理性を欠くものではないため、府令の改正内容のとおり次の(1)のア及びイの規定を変更するもの。また、当該変更を受け、本市の独自施策として次の(1)のウのとおり加えるもの。

(1) 特定教育・保育施設が受領する食事の提供に要する費用の取扱いについて(第 13 条第4 項第 3 号)

特定教育・保育施設が受領する食事の提供に要する費用の取扱いが見直されたことを受け、次のとおり本市における当該費用に係る基準を整備する。

- ア 特定教育・保育施設において支払を受けることができるとされる食事の提供に要する費用に、2号認定子どもに関する副食の提供を加える。
- イ 特定教育・保育施設において、支払を受けることができるとされる食事の提供に要する費用から、年収360万円未満相当世帯の子ども及び年収360万円以上相当世帯の第3子以降の子どもに係る副食の提供に要する費用を除外する。

#### ウ 本市の独自施策について

これまでの本市の独自施策として、多子世帯に対する利用者負担額の軽減策を講じていたが、政令の一部改正に伴う幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで利用者負担額に含まれていた副食の提供に要する費用を特定教育・保育施設が受領できるようになった。このことに伴い、府令の一部改正に伴う規定をそのまま適用した場合、これまで利用者負担額の軽減を受けていた世帯に新たな負担が発生することから、前記(1)のイの規定に加え、次の要件を全て満たす負担額算定基準子どもに係る副食の提供に要する費用を除く。

- (ア) 年収 470 万円未満相当世帯であること
- (イ) 同一世帯に特定被監護者等が3人以上いる世帯における第3子以降の幼稚園等に 在籍する小学校就学前子どもであること

- (2) 制度の対象となる子ども及び保護者の略称規定が変更(例:支給認定子ども→教育・保育を付認定子ども)されたこと等による関係条文の整理を行う。
- (3) 施行日 令和元年 10 月 1 日

## 【参考】

## 認定区分。

- (7) 1号認定子ども・・・満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がない子ども
- (4) 2号認定子ども・・・満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がある子ども
- (ウ) 3号認定子ども・・・満3歳未満の小学校就学前で保育の必要性がある子ども

#### 4 条例新旧対照表

改正前(傍線部分は改正部分)

○長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例

> 平成26年10月14日 条例第39号

第1章 総則

(趣旨)

第1条から第2条まで (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2から4まで (略)

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基 準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 (略)

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・

改正後(案)(傍線部分は改正部分)

○長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業運営に関する基準を定める条例

> 平成26年10月14日 条例第39号

第1章 総則

(趣旨)

第1条から第2条まで (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2から4まで (略)

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基 準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 (略)

第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受け

保育の選択に資すると認められる重要事項 を記した文書を交付して説明を行い、当該提 供の開始について利用申込者の同意を得な ければならない。

2から6まで (略)

## (提供拒否の禁止等)

- 第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護</u> 者から利用の申込みを受けたときは、正当な 理由がなければ、これを拒んではならない。
- 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼 2 稚園に限る。以下この項において同じ。)は、 利用の申込みに係る法第19条第1項第1 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当 該特定教育・保育施設を現に利用している同 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保 育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども の区分に係る利用定員の総数を超える場合 においては、抽選、申込みを受けた順序によ り決定する方法、当該特定教育・保育施設の 設置者の教育・保育に関する理念、基本方針 等に基づく選考その他公正な方法(第4項に おいて「選考方法」という。)により選考し なければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の可子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の所子ともの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及びが高いと認められる支給認定子ども

る費用に関する事項 その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2から6まで (略)

#### (提供拒否の禁止等)

- 第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給</u>付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数ないる教育・保育施設を現にある教育といる教育を表すの選出が、当該特定を超が、当該特定がの区分に係る利用定員の総数を受けた保る利用定員の総数を受けた保る利用定員の総数を受けた保るの区分に係る利用定員の総数を受けた保るが、当該特定教育・保育を超らにおいては、抽選、当該特定教育・保育を設合においては、当該特定教育・保育を設合においては、当該特定を受けた。)により選者では、は、当により、により、により、という。)により、という。)により、というなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現での数及び当該特定教育・保育給付款ですが、当該特定教育・保育給付款ですが、当該特定教育・保育の総数が、当該特定教育・保育給では、当該特定を表別では第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認

に利用できるよう選者するものとする。

- 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法 をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上 で、選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る 支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育 を提供することが困難である場合は、適切な 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業 を紹介する等適切な措置を速やかに講じな ければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

- 第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第41条第2項において同じ。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

#### (受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>支給認定保護</u>者の提示する支給認定証によって、<u>支給認定の有無、支給認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>支給認定の</u>有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

<u>定子ども</u>が優先的に利用できるよう選考するものとする。

- 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法 をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明 示した上で、選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る 教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な 教育・保育を提供することが困難である場合 は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域 型保育事業を紹介する等適切な措置を速や かに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

- 第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第41条第2項において同じ。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

#### (受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

#### (支給認定の申請に係る援助)

- 第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定の</u>変更の 認定の申請が遅くとも<u>支給認定保護者</u>が受 けている<u>支給認定の</u>有効期間の満了日の3 0日前には行われるよう必要な援助を行わ なければならない。ただし、緊急その他やむ を得ない理由がある場合は、この限りでな い。

#### (心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

## (小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

#### 第12条 (略)

#### (利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・ 保育(特別利用保育及び特別利用教育を含 む。以下この条及び次条において同じ。)を 提供した際は、支給認定保護者から当該特定 (教育・保育給付認定の申請に係る援助)

- 第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認 定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育 給付認定保護者が受けている教育・保育給付 認定の有効期間の満了日の30日前には行 われるよう必要な援助を行わなければなら ない。ただし、緊急その他やむを得ない理由 がある場合は、この限りでない。

#### (心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認 定子どもの心身の状況、置かれている環境、 他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把 握に努めなければならない。

#### (小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

#### 第12条 (略)

#### (利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・ 保育を提供した際は、教育・保育給付認定保 護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教 育・保育給付認定保護者に限る。) から当該 教育・保育に係る利用者負担額(法第27条 第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施 設が特別利用保育を提供する場合にあって は法第28条第2項第2号に規定する市町 村が定める額とし、特別利用教育を提供する 場合にあっては同項第3号に規定する市町 村が定める額とする。)をいう。)の支払を 受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受 けないときは、支給認定保護者から、当該特 定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準 額(法第27条第3項第1号に規定する額 (その額が現に当該特定教育・保育に要した 費用を超えるときは、当該現に特定教育・保 育に要した費用の額)をいい、当該特定教 育・保育施設が特別利用保育を提供する場合 にあっては法第28条第2項第2号に規定 する内閣総理大臣が定める基準により算定 した費用の額(その額が現に当該特別利用保 育に要した費用を超えるときは、当該現に特 別利用保育に要した費用の額)を、特別利用 教育を提供する場合にあっては同項第3号 に規定する内閣総理大臣が定める基準によ り算定した費用の額(その額が現に当該特別 利用教育に要した費用を超えるときは、当該 現に特別利用教育に要した費用の額)をい う。次項において同じ。)の支払を受けるも のとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受け

特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳 未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認 定保護者についての法第27条第3項第2 号に掲げる額をいう。)の支払を受けるもの とする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育財基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者

ることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保 育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加 に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用(法第19条 第1項第3号に掲げる小学校就学前子ど もに対する食事の提供に要する費用を除 き、同項第2号に掲げる小学校就学前子 どもについては主食の提供に係る費用に 限る。)

から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加 に要する費用
- (3) 食事の提供 (次に掲げるものを除く。) に要する費用
  - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供(ア)法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども77,101円
  - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
  - イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場

- <u>合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める</u> <u>者に該当するものに対する副食の提供</u> <u>(アに該当するものを除く。)</u>
- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども 負担額算定 基準子ども又は小学校第3学年修了 前子ども(そのうち最年長者及び2 番目の年長者である者を除く。)で ある者
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども負担額算定 基準子ども(そのうち最年長者及び 2番目の年長者である者を除く。) である者
- ウ 負担額算定基準子どもであって、かつ、次のいずれにも該当する第3子以降の特定被監護者等(令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)である満3歳以上教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供(ア又はイに該当するものを除く。)
- (ア)教育・保育給付認定保護者及び当 該教育・保育給付認定保護者と同一の 世帯に属する者に係る市町村民税所 得割合算額が97,000円未満であ ること。
- <u>(イ)特定被監護者等が同一の世帯に3</u> 人以上いること。
- エ 満3歳未満保育認定子どもに対する 食事の提供
- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額 の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収 証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護</u> 者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

## (施設型給付費等の額に係る通知等)

- 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定 代理受領を行わない特定教育・保育に係る費 用の額の支払を受けた場合は、その提供した 特定教育・保育の内容、費用の額その他必要 と認められる事項を記載した特定教育・保育 提供証明書を<u>支給認定保護者</u>に対して交付 しなければならない。

#### 第15条 (略)

(特定教育・保育に関する評価等)

- 第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定 教育・保育施設を利用する支給認定保護者そ

- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項 の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当 該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認 定保護者に金銭の支払を求める理由につい て書面によって明らかにするとともに、教 育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。 ただし、第4項の規定による金銭の支払に係 る同意については、文書によることを要しない。

#### (施設型給付費等の額に係る通知等)

- 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第37条第3項において同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定 代理受領を行わない特定教育・保育に係る費 用の額の支払を受けた場合は、その提供した 特定教育・保育の内容、費用の額その他必要 と認められる事項を記載した特定教育・保育 、提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対 して交付しなければならない。

#### 第15条 (略)

(特定教育・保育に関する評価等)

- 第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定 教育・保育施設を利用する教育・保育給付認

の他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

#### (相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認</u> 定子どもの心身の状況、置かれている環境等 の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども又はそ</u> の保護者に対し、その相談に適切に応じると ともに、必要な助言その他の援助を行わなけ ればならない。

#### (緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に 特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支</u> <u>給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合そ の他必要な場合は、速やかに<u>当該支給認定子</u> <u>どもの保護者</u>又は医療機関への連絡を行う 等必要な措置を講じなければならない。

#### (支給認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・ 保育を受けている<u>支給認定子ども</u>の保護者 が偽りその他不正な行為によって施設型給 付費の支給を受け、又は受けようとしたとき は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村 に通知しなければならない。

#### (運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる 施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。) を定めなければならない。 定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。) による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

#### (相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・ 保育給付認定子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・ 保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付 認定子どもに係る教育・保育認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

#### (緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に 特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子ども に係る教育・保育給付認定保護者が偽りその 他不正な行為によって施設型給付費の支給 を受け、又は受けようとしたときは、遅滞な く、意見を付してその旨を市町村に通知しな ければならない。

#### (運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる 施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。) を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学 前子どもの区分に係る利用定員を定めて いる施設にあっては、学期を含む。以下 この号において同じ。)及び時間、提供 を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者 負担その他の費用の種類、支払を求める 理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就 学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終 了に関する事項及び利用に当たっての留 意事項(第6条第2項及び第3項に規定 する選考方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育·保育施設の運営に関 する重要事項

#### (勤務体制の確保等)

- 第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子</u> <u>ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう職員の勤務体制を定め なければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 (略)

第22条から第23条まで (略)

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学 前子どもの区分に係る利用定員を定めて いる施設にあっては、学期を含む。以下こ の号において同じ。)及び時間、提供を行 わない日
- (5) <u>第13条の規定により教育・保育給付</u> <u>認定保護者から支払を受ける</u>費用の種類、 支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学 前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関 する重要事項

## (勤務体制の確保等)

- 第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育 給付認定子どもに対し、適切な特定教育・ 保育を提供することができるよう職員の勤 務体制を定めなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育 育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 (略)

第22条から第23条まで (略)

## (支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支</u> <u>給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は 特定教育・保育の提供に要する費用を負担す るか否かによって、差別的取扱いをしてはな らない。

#### (虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給</u> 認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子</u> どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

#### (懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

#### (秘密保持等)

- 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理 者は、正当な理由なく、その業務上知り得た 支給認定子ども又はその家族の秘密を漏ら してはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定 教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援 事業を行う者その他の機関に対して、支給認

(<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う 原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

#### (虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

#### (懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

#### (秘密保持等)

- 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た 教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ど <u>も</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定 教育・保育施設等、地域子ども・子育で支援 事業を行う者その他の機関に対して、教育・

<u>定子ども</u>に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該<u>支給認定子どもの保</u> 護者の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

第29条 (略)

(苦情への対応)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

#### 2 (略)

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定 教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの 苦情に関して市町村が実施する事業に協力 するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定 教育・保育に関し、法第14条第1項の規定 により市町村が行う報告若しくは帳簿書類 その他の物件の提出若しくは提示の命令又 は当該市町村の職員からの質問若しくは特 定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類そ の他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ど

保育給付認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該教育・保 育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定 保護者の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

第29条 (略)

(苦情への対応)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定保護者その定子ども又は教育・保育給付認定子どもの家族他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定 教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ど</u> <u>も等</u>からの苦情に関して市町村が実施する 事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給

も等からの苦情に関して市町村が行う調査 に協力するとともに、市町村から指導又は助 言を受けた場合は、当該指導又は助言に従っ て必要な改善を行わなければならない。

(略) 5

第31条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 又はその再発を防止するため、次に掲げる措 置を講じなければならない。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規 定する報告の方法等が記載された事故発 生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危 険性がある事態が生じた場合に、その事 実が報告され、その分析を通じた改善策 を従業者に周知徹底する体制を整備する こと。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従 業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに 対する特定教育・保育の提供により事故が発 生した場合は、速やかに市町村、当該支給認 定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必 要な措置を講じなければならない。

(略) 3

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに 対する特定教育・保育の提供により賠償すべ き事故が発生した場合は、損害賠償を速やか に行わなければならない。

第33条 (略)

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備 及び会計に関する諸記録を整備しなければ

付認定子ども等からの苦情に関して市町村 が行う調査に協力するとともに、市町村から 指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は 助言に従って必要な改善を行わなければな らない。

(略) 5

第31条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生 第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生 又はその再発を防止するため、次に掲げる措 置を講じなければならない。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規 定する報告の方法等が記載された事故発 生の防止のための指針を整備すること。
  - 事故が発生した場合又はそれに至る危 険性がある事態が生じた場合に、その事実 が報告され、その分析を通じた改善策を従 業者に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び 従業者に対する研修を定期的に行うこと。
  - 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認 定子どもに対する特定教育・保育の提供によ り事故が発生した場合は、速やかに市町村、 当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連 絡を行うとともに、必要な措置を講じなけれ ばならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認 定子どもに対する特定教育・保育の提供によ り賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠 償を速やかに行わなければならない。

第33条 (略)

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備 及び会計に関する諸記録を整備しなければ

ならない。

- 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u> に対する特定教育・保育の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年 間保存しなければならない。
- (1) 第12条<u>に規定する提供した特定教</u>育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (2) 第15条第1項各号に定めるものに 基づく特定教育・保育の提供に当たっての 計画
- (3) 第19条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状 況及び当該事故に際して採った処置につい ての記録

第35条 (略)

第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。 以下この条において同じ。)が、法第19条 第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する支給認定子どもに対し特別利用保育 を提供する場合は、法第34条第1項第3号 に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により 特別利用保育を提供する場合は、当該特別利 用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する支給認定子 どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に 利用している同項第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する支給認定子どもの総数 が、第4条第2項第3号の規定により定めら れた法第19条第1項第2号に掲げる小学校 就学前子どもに係る利用定員の数を超えない ものとする。

ならない。

- 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付</u> <u>認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の 日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第12条<u>の規定による特定教育・保育</u> の提供の記録
- (2) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (3) 第19条<u>の規定による</u>市町村への通 知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状 況及び当該事故に際して採った処置につい ての記録

第35条 (略)

第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。 以下この条において同じ。)が、法第19条 第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに対し特 別利用保育を提供する場合は、法第34条第 1項第3号に規定する基準を遵守しなければ ならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により 特別利用保育を提供する場合は、当該特別利 用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育 施設を現に利用している同項第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号 の規定により定められた法第19条第1項第 2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用 定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定によ り特別利用保育を提供する場合は、特定教 育・保育には特別利用保育を含むものとし て、この章(第6条第3項及び第7条第2項 を除く。)の規定を適用する。この場合にお いて、第6条第2項中「特定教育・保育施設 (認定こども園又は幼稚園に限る。以下この 項において同じ。)」とあるのは「特定教育・ 保育施設(特別利用保育を提供している施設 に限る。以下この項において同じ。)」と、 「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する支給認定子ども」とあるのは「同項第1 号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども に該当する支給認定子ども」と、「同号に掲 げる小学校就学前子どもの区分に係る利用 定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げ る小学校就学前子どもの区分に係る利用定 員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。 次項において同じ。)が法第19条第1項第 2号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提 供する場合は、法第34条第1項第2号に規 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定によ り特別利用保育を提供する場合には、特定教 育・保育には特別利用保育を、施設型給付費 には特例施設型給付費(法第28条第1項の特 例施設型給付費をいう。次条第3項において 同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節 (第6条第3項及び第7条第2項を除く。) の規定を適用する。この場合において、第6 条第2項中「特定教育・保育施設(認定こど も園又は幼稚園に限る。以下この項において 同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設 (特別利用保育を提供している施設に限る。 以下この項において同じ。)」と、「同号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第 19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前 子どもの区分に係る利用定員の総数」とある のは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校 就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」 と、第13条第2項中「法第27条第3項第 1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第 2項第2号の内閣総理大臣が定める基準に より算定した費用の額」と、同条第4項第3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特 別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号 イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別 利用保育を受ける者を含む」と、同号ウ中「満 3歳以上教育・保育給付認定子ども」とある のは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども (特別利用保育を受ける者を含む。)」とす る。\_

(特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。 以下この条において同じ。)が法第19条第 1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、 特別利用教育を提供する場合は、法第34条 定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により 特別利用教育を提供する場合は、当該特別利 用教育に係る法第19条第1項第2号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する支給認 定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を 現に利用している同項第1号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する支給認定子ども の総数が、第4条第2項第2号の規定により 定められた法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもに係る利用定員の数 を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定によ り特別利用教育を提供する場合は、特定教 育・保育には特別利用教育を含むものとし て、この章(第6条第3項及び第7条第2項 を除く。) の規定を適用する。この場合にお いて、第6条第2項中「利用の申込みに係る 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもの数」とあるのは「利用の申込み に係る法第19条第1項第2号に掲げる小 学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する支給認定子 ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する支給認定子ども」 と、第13条第4項第3号中「除き、同項第 2号に掲げる小学校就学前子どもについて は主食の提供に係る費用に限る」とあるのは 「除く」とする。

- 第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により 特別利用教育を提供する場合は、当該特別利 用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育</u> 給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育 施設を現に利用している同項第1号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給</u> 付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号 の規定により定められた法第19条第1項第 1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用 定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定によ り特別利用教育を提供する場合は、特定教 育・保育には特別利用教育を、施設型給付費 には特例施設型給付費を、それぞれ含むもの として、前節(第6条第3項及び第7条第2 項を除く。)の規定を適用する。この場合に おいて、第6条第2項中「利用の申込みに係 る法第19条第1項第1号に掲げる小学校 就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込 みに係る法第19条第1項第2号に掲げる 小学校就学前子どもの数の数」と、「同号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは 「法第19条第1項第1号又は第2号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもの総数」と、第13条第2 項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」 とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣 総理大臣が定める基準により算定した費用 の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・ 保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける 者を含む。)」と、同号イ(イ)中「を除く」 とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を 除く」と、同号ウ中「満3歳以上教育・保育 給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教 育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受 ける者を含む。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第38条 特定地域型保育事業のうち、家庭的 保育事業にあっては、その利用定員(法第2 9条第1項の確認において定めるものに限 る。以下この章において同じ。)の数を1人 以上5人以下、小規模保育事業A型(長崎市 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例(平成26年長崎市条例第4 2号) 第30条に規定する小規模保育事業A 型をいう。第43条第3項第1号において同 じ。)及び小規模保育事業 B型(同条例第3 3条に規定する小規模保育事業 B型をいう。 第43条第3項第1号において同じ。) にあ っては、その利用定員の数を6人以上19人 以下、小規模保育事業C型(同条例第35条 に規定する小規模保育事業C型をいう。附則 第6項において同じ。) にあっては、その利 用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問 型保育事業にあっては、その利用定員の数を 1人とする。

2 (略)

#### 第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第47条に規定する運営規程の概要、第43条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第38条 特定地域型保育事業(事業所内保育 事業を除く。)の利用定員(法第29条第1 項の確認において定めるものに限る。以下こ の章において同じ。)の数は、家庭的保育事 業にあっては1人以上5人以下、小規模保育 事業A型(長崎市家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準を定める条例(平成26 年長崎市条例第42号)第30条に規定する 小規模保育事業A型をいう。第43条第3項 第1号において同じ。)及び小規模保管事業 B型(同条例第33条に規定する小規模保育 事業B型をいう。第43条第3項第1号にお いて同じ。) にあっては6人以上19人以下、 小規模保育事業C型(同条例第35条に規定 する小規模保育事業C型をいう。附則第6項 において同じ。)にあっては、6人以上10 人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人 とする。

2 (略)

#### 第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第47条に規定する運営規程の概要、第43条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項をの他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(提供拒否の禁止等)

- 第40条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定</u> 保護者から利用の申込みを受けたときは、正 当な理由がなければ、これを拒んではならな い。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。
- 3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護</u> 者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

- 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域 型保育事業の利用について法第54条第1 項の規定により市町村が行うあっせん及び 要請に対し、できる限り協力しなければなら ない。
- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1

(提供拒否の禁止等)

- 第40条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保</u> <u>育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受け たときは、正当な理由がなければ、これを拒 んではならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。
- 3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規 定する選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付</u> <u>認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなけ ればならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

- 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育

項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する支給認定子どもに係る特定地域型保 育事業の利用について児童福祉法第24条 第3項の規定により市町村が行う調整及び 要請に対し、できる限り協力しなければなら ない。

(心身の状況等の把握)

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型 保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保 育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教 育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲 げる事項に係る連携協力を行う認定こども 園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」と いう。以下この条において同じ。)を適切に 確保しなければならない。ただし、離島その 他の地域であって、連携施設の確保が著しく 困難であると本市が認めるものにおいて特 定地域型保育事業を行う特定地域型保育事 業者については、この限りでない。
  - (1) 特定地域型保育の提供を受けている 支給認定子どもに集団保育を体験させ るための機会の設定、特定地域型保育の 適切な提供に必要な特定地域型保育事 業者に対する相談、助言その他の保育の 内容に関する支援を行うこと。
  - (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。
  - (3) 当該特定地域型保育事業者により特

認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次も関、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。以下この条において同じ。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。
  - (1) 特定地域型保育の提供を受けている満 3歳未満保育認定子どもに集団保育を体 験させるための機会の設定、特定地域型保 育の適切な提供に必要な特定地域型保育 事業者に対する相談、助言その他の保育の 内容に関する支援を行うこと。
  - (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。
    - 3) 当該特定地域型保育事業者により特定

定地域型保育の提供を受けていた支給 認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第38条 第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて 教育・保育を提供すること。

#### 2から8まで (略)

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

#### (利用者負担額等の受領)

- 第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第51条において準用する第14条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を 受けないときは、支給認定保護者から、当該 特定地域型保育に係る特定地域型保育費用 基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額

地域型保育の提供を受けていた満3歳未 満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

## 2から8まで (略)

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

## (利用者負担額等の受領)

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域 型保育を提供した際は、教育・保育給付認定 保護者から当該特定地域型保育に係る利用 者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる 額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を 受けないときは、教育・保育給付認定保護者 から、当該特定地域型保育に係る特定地域型 保育費用基準額(法第29条第3項第1号に

(その額が現に当該特定地域型保育に要し た費用の額を超えるときは、当該現に特定地 域型保育に要した費用の額)をいい、当該特 定地域型保育事業者が特別利用地域型保育 を提供する場合にあっては法第30条第2 項第2号に規定する内閣総理大臣が定める 基準により算定した費用の額(その額が現に 当該特別利用地域型保育に要した費用の額 を超えるときは、当該現に特別利用地域型保 育に要した費用の額)を、特定利用地域型保 育を提供する場合にあっては同項第3号に 規定する内閣総理大臣が定める基準により 算定した費用の額(その額が現に当該特定利 用地域型保育に要した費用の額を超えると きは、当該現に特定利用地域型保育に要した 費用の額)をいう。次項において同じ。)の 支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を 受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当 たって、当該特定地域型保育の質の向上を図 る上で特に必要であると認められる対価に ついて、当該特定地域型保育に要する費用と して見込まれるものの額と特定地域型保育 費用基準額との差額に相当する金額の範囲 内で設定する額の支払を支給認定保護者か ら受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を 受ける額のほか、特定地域型保育において提 供される便宜に要する費用のうち、次に掲げ る費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受 けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保 育に必要な物品
  - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費

<u>掲げる額をいう。次項において同じ。)の支</u> 払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を 受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当 たって、当該特定地域型保育の質の向上を図 る上で特に必要であると認められる対価につ いて、当該特定地域型保育に要する費用とし て見込まれるものの額と特定地域型保育費用 基準額との差額に相当する金額の範囲内で設 定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u> から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を 受ける額のほか、特定地域型保育において提 供される便宜に要する費用のうち、次に掲げ る費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護</u> 者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
  - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加 に要する費用
  - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費

用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの

- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の 額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領 収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保</u> 護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4 項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、 当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護 者に金銭の支払を求める理由について書面 によって明らかにするとともに、支給認定保 護者に対して説明を行い、文書による同意を 得なければならない。ただし、第4項の規定 による金銭の支払に係る同意については、文 書によることを要しない。

第45条から第46条まで (略)

## (運営規程)

- 第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第51条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 提供する特定地域型保育の内容
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び 時間、提供を行わない日
  - (5) <u>支給認定保護者から受領する利用者</u> <u>負担その他の</u>費用の種類、支払を求める 理由及びその額
  - (6) 利用定員
  - (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての 留意事項(第40条第2項に規定する選 考方法を含む。)
  - (8) 緊急時等における対応方法

用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u> に負担させることが適当と認められるも の

- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の 額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領 収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給</u> 付認定保護者に対し交付しなければならな い。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、 当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付 認定保護者に金銭の支払を求める理由につい て書面によって明らかにするとともに、教 育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、 文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

第45条から第46条まで (略)

#### (運営規程)

- 第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第51条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 提供する特定地域型保育の内容
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び 時間、提供を行わない日
  - (5) <u>第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払いを受ける</u>費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - (6) 利用定員
  - (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、 終了に関する事項及び利用に当たって の留意事項(第40条第2項に規定する 選考方法を含む。)
  - (8) 緊急時等における対応方法

- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に 関する重要事項

## (勤務体制の確保等)

- 第48条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定</u> 子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供 することができるよう特定地域型保育事業 所ごとに職員の勤務体制を定めなければな らない。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の 職員によって特定地域型保育を提供しなけ ればならない。ただし、支給認定子どもに対 する特定地域型保育の提供に直接影響を及 ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

#### 第49条 (略)

#### (記録の整備)

- 第50条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u> に対する特定地域型保育の提供に関する次 に掲げる記録を整備し、その完結の日から5 年間保存しなければならない。
  - (1) 第45条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
  - (2) 次条において準用する第12条<u>に規</u> <u>定する提供した特定地域型保育に係る</u> 必要な事項の提供の記録
  - (3) 次条において準用する第19条<u>に規</u> 定する市町村への通知に係る記録

- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に 関する重要事項

#### (勤務体制の確保等)

- 第48条 特定地域型保育事業者は、満3歳未 満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型 保育を提供することができるよう特定地域型 保育事業所ごとに職員の勤務体制を定めなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の 職員によって特定地域型保育を提供しなけれ ばならない。ただし、満3歳未満保育認定子 どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りで ない。
- 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

#### 第49条 (略)

#### (記録の整備)

- 第50条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育 認定子どもに対する特定地域型保育の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 第45条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
  - (2) 次条において準用する第12条<u>の規定</u> <u>による提供した特定地域型保育</u>の提供 の記録
  - (3) 次条において準用する第19条<u>の規定</u> による市町村への通知に係る記録

- (4) 次条において準用する第30条第2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3 項に規定する事故の状況及び当該事故 に際して採った処置についての記録

(準用)

第51条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで、第23条から第33条まで及び第35条の規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と、「施設型給付費の額」とあるのは「地域型保育給付費の額」とあるのは「地域型保育給付費の額」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第44条第2項」とする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基 準

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19 条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利 用地域型保育を提供する場合は、法第46条 第1項に規定する地域型保育事業の認可基 準を遵守しなければならない。

- (4) 次条において準用する第30条第2項 に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項 に規定する事故の状況及び当該事故に 際して採った処置についての記録

(準用)

第51条 第8条から第14条まで(第10条 及び第13条を除く)、第17条から第19 条まで、第23条から第33条まで及び第3 5条の規定は、特定地域型保育事業者、特定 地域型保育事業所及び特定地域型保育につ いて準用する。この場合において、第11条 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは 「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保 育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認 定子どもを除く。以下この節において同 じ。)」と、第12条の見出し中「教育・保 育」とあるのは「地域型保育」と、第14条 の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地 域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型 給付費(法第27条第1項の施設型給付費を いう。以下この項、第19条及び第37条第 3項」とあるのは「地域型保育給付費(法第 29条第1項の地域型保育給付費をいう。以 下この項及び第19条」と、「施設型給付費 の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、 同条第2項中「特定教育・保育提供証明証」 とあるのは「特定地域型保育提供証明証」と、 第19条中「施設型給付費」とあるのは「地 域型保育給付費」とする。

## 第3節 特例地域型保育給付費に関する基 <u>準</u>

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19 条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対 し特別利用地域型保育を提供する場合は、法 第46条第1項に規定する地域型保育事業 の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に より特別利用地域型保育を提供する場合は、 特定地域型保育には特別利用地域型保育を 含むものとして、この章(第40条第2項及 び第41条第2項を除く。)の規定を適用す る。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数を提供する場合にある法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとさる。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に より特別利用地域型保育を提供する場合に は、特定地域型保育には特別利用地域型保育 を、地域型保育給付費には特例地域型保育給 付費(法第30条第1項の特例地域型保育給 付費をいう。次条第3項において同じ。)を、 それぞれ含むものとして、この章(第41条 第2項を除き、第51条において準用する第 8条から第14条まで(第10条及び第13 条を除く。次条第3項において同じ。)、第 17条から第19条まで及び第23条から 第33条まで及び第35条を含む。)の規定 を適用する。この場合において、第40条第 2項中「利用の申込みに係る法第19条第1 項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」 とあるのは「利用の申込みに係る法第19条 第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども の数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特 定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下こ の章において同じ。)」とあるのは「法第1 9条第1項第1号又は第3号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子ども(第53条第1項の規定により特定 利用地域型保育を提供する場合にあっては、 当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19条第1項第2号に掲げる小学校就学前

#### (特定利用地域型保育の基準)

- 第53条 特定地域型保育事業者が法第19 条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特定利 用地域型保育を提供する場合は、法第46条 第1項に規定する地域型保育事業の認可基 準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

子どもに該当する教育・保育給付認定子ども を含む。)」と、「法第20条第4項の規定 による認定に基づき、保育の必要の程度及び 家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性 が高いと認められる満3歳未満保育認定子 どもが優先的に利用できるよう」とあるのは 「抽選、申込みを受けた順序により決定する 方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関 する理念、基本方針等に基づく選考その他公 正な方法により」と、第44条第1項中「教 育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・ 保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の 対象となる法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保 護者を除く。)」と、同条第2項中「法第2 9条第3項第1号に掲げる額」とあるのは 「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣 が定める基準により算定した費用の額」と、 同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」 と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前 2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げ る費用及び食事の提供(第13条第4項第3 号ア、イ又はウに掲げるものを除く。) に要 する費用」と、同条第5項中「前各項」とあ るのは「前3項」とする。

#### (特定利用地域型保育の基準)

- 第53条 特定地域型保育事業者が法第19 条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対 し特定利用地域型保育を提供する場合は、法 第46条第1項に規定する地域型保育事業 の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに

支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に より特定利用地域型保育を提供する場合は、 特定地域型保育には特定利用地域型保育を 含むものとして、この章の規定を適用する。

該当する教育・保育給付認定子ども(前条第 1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型 保育の対象となる法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、 第38条第2項の規定により定められた利 用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に

より特定利用地域型保育を提供する場合は、 特定地域型保育には特定利用地域型保育を、 地域型保育給付費には特例地域型保育給付 費を、それぞれ含むものとして、この章の規 定を適用する。この場合において、第44条第 1項中「教育・保育給付認定保護者」とある のは「教育・保育給付認定保護者(特定利用 地域型保育の対象となる法第19条第1項第 2号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども(特定満3歳未 満保育認定子どもに限る。)に係る教育・保 育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2 項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」と あるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理 大臣が定める基準により算定した費用の額! と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは 「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域 型保育の対象となる特定満3歳以上保育認 定子どもに対するもの及び満3歳以上保育 認定子どもに係る第13条第4項第3号ア、イ 又はウに掲げるものを除く。) に要する費用」 とする。

第4章 雑則

第54条 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。 (特定保育所に関する特例)

第4章 雑則

第54条 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。 (特定保育所に関する特例)

- 2 特定保育所(法附則第6条第1項に規定す る特定保育所をいう。以下同じ。) が特定教 育・保育を提供する場合にあっては、当分の 間、第13条第1項中「(法第27条第3項 第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」 とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」 と、「定める額とする。)をいう」とあるの は「定める額をいう」と、同条第2項中「(法 第27条第3項第1号に規定する額」とある のは「(法附則第6条第3項の規定により読 み替えられた法第28条第2項第1号に規 定する内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額」と、同条第3項中「額の支 払を」とあるのは「額の支払を、本市の同意 を得て、」と、第19条中「施設型給付費の 支給を受け、又は受けようとしたとき」とあ るのは「法附則第6条第1項の規定による委 託費の支払の対象となる特定教育・保育の提 供を受け、又は受けようとしたとき」とし、 第6条及び第7条の規定は適用しない。
- 3 特定保育所は、本市から児童福祉法第24 条第1項の規定に基づく保育所における保 育を行うことの委託を受けたときは、正当な 理由がない限り、これを拒んではならない。 (施設型給付費等に関する経過措置)
- 4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第 1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る支給認定子どもに対して特定教育・保育又 は特別利用保育を提供する場合においては、 当分の間、第13条第1項中「法第27条第 3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則 第9条第1項第1号イに規定する市町村が 定める額」と、「法第28条第2項第2号に 規定する市町村が定める額」とあるのは「法 附則第9条第1項第2号口(1)に規定する 市町村が定める額」と、同条第2項中「法第 27条第3項第1号に規定する額(その額が 現に当該特定教育・保育に要した費用を超え

- 2 特定保育所(法附則第6条第1項に規定す る特定保育所をいう。以下同じ。)が特定 教育・保育を提供する場合にあっては、当 分の間、第13条第1項中「教育・保育給 付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」 とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満 3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法 附則第6条第1項に規定する特定保育所を いう。次項において同じ。)から特定教育・ 保育(保育に限る。第19条において同じ。) を受ける者を除く。以下この項において同 じ。)」と、同条第2項中「当該特定教育・ 保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特 定保育所における特定教育・保育(保育に 限る。)を除く。)と、同条第3項中「額 の支払を」とあるのは「額の支払を、本市 の同意を得て、」と、第19条中「施設型 給付費の支給を受け、又は受けようとした とき」とあるのは「法附則第6条第1項の 規定による委託費の支払の対象となる特定 教育・保育の提供を受け、又は受けようと したとき」とし、第6条及び第7条の規定 は適用しない。
- 3 特定保育所は、本市から児童福祉法第24 条第1項の規定に基づく保育所における保 育を行うことの委託を受けたときは、正当な 理由がない限り、これを拒んではならない。

るときは、当該現に特定教育・保育に要した 費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1 項第1号イに規定する内閣総理大臣が定め る基準により算定した額(その額が現に当該 特定教育・保育に要した費用を超えるとき は、当該現に特定教育・保育に要した費用の 額)及び同号口に規定する市町村が定める 額」と、「法第28条第2項第2号に規定す る内閣総理大臣が定める基準により算定し た費用の額(その額が現に当該特別利用保育 に要した費用を超えるときは、当該現に特別 利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法 附則第9条第1項第2号口(1)に規定する 内閣総理大臣が定める基準により算定した 額(その額が現に当該特別利用保育に要した 費用を超えるときは、当該現に特別利用保育 に要した費用の額)及び同号口(2)に規定す る市町村が定める額」とする。

5 特定地域型保育事業者が法第19条第1 項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する支給認定子どもに対して特別利用地 域型保育を提供する場合においては、当分の 間、第44条第1項中「法第30条第2項第 2号に規定する市町村が定める額」とあるの は「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定 する市町村が定める額」と、同条第2項中「法 第30条第2項第2号に規定する内閣総理 大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該特別利用地域型保育に 要した費用の額を超えるときは、当該現に特 別利用地域型保育に要した費用の額)」とあ るのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に 規定する内閣総理大臣が定める基準により 算定した額(その額が現に当該特別利用地域 型保育に要した費用を超えるときは、当該現 に特別利用地域型保育に要した費用の額)及 び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」 とする。

(利用定員に関する経過措置)

6 小規模保育事業C型にあっては、この条例 の施行の日から起算して5年を経過する日 (利用定員に関する経過措置)

4 小規模保育事業C型にあっては、この条例 の施行の日から起算して5年を経過する日 までの間、第38条第1項中「10人以下」 とあるのは「15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

7 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業 所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 までの間、第38条第1項中「10人以下」 とあるのは「15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業 所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確 保が著しく困難であって、法第59条第4号 に規定する事業による支援その他の必要か つ適切な支援を行うことができると本市が 認める場合は、第43条第1項本文の規定に かかわらず、この条例の施行の日から起算し て10年を経過する日までの間、連携施設を確 保しないことができる。

#### 附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。